

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)

新	旧
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令</p> <p>(常温において液体でない物質)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>(オゾン層破壊物質)</p> <p>第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。</p> <p>(大気を汚染する物質)</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令</p> <p>(常温において液体でない物質)</p> <p>第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 十二 (略)</p>

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（法第十九条の二十三第一項に規定する揮発性有機化合物をいう。）とする。

（海洋施設）

第一条の六 （略）

2 （略）

（危険物）

第一条の七 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、一般海域（別表第一の五に掲げる海域（以下「特別海域」という。）、）以外の海域をいう。以下同じ。）における排出にあつては別表第一の六、特別海域における排出にあつては別表第一の七

（海洋施設）

第一条の四 （略）

2 （略）

（危険物）

第一条の五 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の三のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の六 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、一般海域（別表第一の四に掲げる海域（以下「特別海域」という。）、）以外の海域をいう。以下同じ。）における排出にあつては別表第一の五、特別海域における排出にあつては別表第一の六

の船舶及びビルジその他の油の区分の欄ごとに、それぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2～4 (略)

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、別表第一の六又は別表第一の七の排出方法に関する基準の欄中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)

第一条の九 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出(次項に規定する水バラストの排出を除く。)に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準(以下この条において「排出基準」という。)は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の五に掲

の船舶及びビルジその他の油の区分の欄ごとに、それぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2～4 (略)

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、別表第一の五又は別表第一の六の排出方法に関する基準の欄中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)

第一条の七 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出(次項に規定する水バラストの排出を除く。)に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準(以下この条において「排出基準」という。)は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の四に掲

げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。

四〇六 （略）

2 （略）

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

第一条の十 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の八の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる

げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。

四〇六 （略）

2 （略）

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

第一条の八 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる

とおりとする。

2 法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の九の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

3 (略)

(船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質)

第一条の十一 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の八第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十二 (略)

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする

とおりとする。

2 法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の八の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

3 (略)

(船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質)

第一条の九 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の七第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十 (略)

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（別表第一の五に掲げる南極海域（次号において単に「南極海域」という。）にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二 (略)

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（別表第一の四に掲げる南極海域（次号において単に「南極海域」という。）にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二 (略)

(船級協会等の登録の有効期間)

第九条の三 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号。次条において「安全法」という。）第二十五条の四十八第一項の規定に基づく登録の更新については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号。次条において「施行令」という。）第三条の規定を準用する。

(外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用の負担)

第九条の四 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する安全法第二十五条の五十八第三項の規定に基づく検査に要する費用については施行令第四条の規定を準用する。

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の三 (略)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の三 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類及び能力	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量(単位は、グラムとする。以下同じ。)の値が十七・〇以下であること。
二 デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワット	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十五を毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の五 (略)

<p>ットを超え、かつ 、定格回転数が毎 分百三十回転以上 二千回転未満のも の</p>	<p>除して得た値以下であること。</p>
<p>三  デイゼル機関 であつて、定格出 力が百三十キロワ ットを超え、かつ 、定格回転数が毎 分二千回転以上の もの</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九・八以下であること。</p>
<p>四  前三号に掲げる もの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない</p>
<p>備考  一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出 方法は、国土交通省令で定める。</p>	

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一條の四 法第十九條の十五第三項（法第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。次條において同じ。）、法



第十九条の四十九第三項及び法第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用）

第十一条の五 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の六 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、当該海域の範囲は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域名	海域の範囲
一 バルティック 海海域	別表第一の五バルティック海海域の項の下欄に掲げる海域
二 バルティック 海海域以外の海	前号に掲げる海域以外の海域

2| 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一| 硫黄分の濃度が次の値以下であること。

イ| 前項の表第一号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率一・五パーセント

ロ| 前項の表第二号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率四・五パーセント

二| 無機酸を含まないこと。

第十一条の七 法第十九条の二十一第二項の政令で定める海域は、前条第一項の表第一号に掲げる海域とする。

2| 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこととする。

(船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、次に掲げるものとする。

一| 船舶内にある船員その他の者の者の日常生活に伴い生じ、又は

(船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二の三第一項の政令で定める油等は、廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物（環境大臣が指定するものを除く。）とする。

輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるもの。ただし、ホに掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却をする場合を除く。

イ ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したものの

ロ ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

ハ 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつてこれらの物質を含むものを含む。）

ニ ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したものの

ホ ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）

二 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等を除く油等であつて、廃棄物処理法第二条

第四項に規定する廃棄物（環境大臣が指定するものを除く。

）

（船舶発生油等の焼却の方法）

第十二条の二 法第十九条の二十六第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の二十六第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域又は外国の港の区域のいづれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

（船舶又は海洋施設において焼却することができる油等の焼却海域等に関する基準）

第十三条 法第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる油等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2・3 (略)

（船舶又は海洋施設において焼却することができる油等の焼却海域等に関する基準）

第十三条 法第十九条の二の三第二項の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる油等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2・3 (略)

(船舶又は海洋施設における焼却につき確認を要する油等)

第十四条 法第十九条の二十六第六項の政令で定める油等は、別表第四上欄に掲げる油等(同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。)とする。

(海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二十六第十項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の第三一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請の手続)

(船舶又は海洋施設における焼却につき確認を要する油等)

第十四条 法第十九条の二の三第三項の政令で定める油等は、別表第四上欄に掲げる油等(同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。)とする。

(船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二の三第七項第一号の政令で定める当該船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油等は、輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶又は海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請の手続)

第十五条の三 (略)

(特定外国船舶)

第十五条の四 (略)

(費用の範囲)

第十五条の五 (略)

(積立金の処分に係る承認の手續の特例)

第十五条の六 (略)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十五条の七 (略)

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全

第十五条の二 (略)

(特定外国船舶)

第十五条の三 (略)

(費用の範囲)

第十五条の四 (略)

(積立金の処分に係る承認の手續の特例)

第十五条の五 (略)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十五条の六 (略)

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十七条の二 法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項中「無機酸」とあるのは「第二議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI（以下「条約附属書VI」という。）第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの」と、第十二条第一号ハ中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書VI第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの

「とする。」

2 前項に規定するもののほか、法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的経済水域に適用される法に基づく命令の適用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

別表第一（第一条の二、第一条の十関係）

（略）

別表第一の三（第一条の四関係）

- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC―11）
- 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC―12）
- 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC―113）
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC―114）
- 五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC―115）
- 六 ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン―121）
- 七 ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン―130）
- 八 ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン―124）
- 九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC―113）
- 十 ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC―111）

別表第一（第一条の二、第一条の八関係）

（略）



十一	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC—112)
十二	ヘプタクロロフルオロプロパン (別名CFC—112)
十三	ヘキサクロロジフルオロプロパン (別名CFC—112)
十四	ペンタクロロトリフルオロプロパン (別名CFC—113)
十五	テトラクロロテトラフルオロプロパン (別名CFC—114)
十六	トリクロロペンタフルオロプロパン (別名CFC—115)
十七	ジクロロヘキサフルオロプロパン (別名CFC—116)
十八	クロロヘプタフルオロプロパン (別名CFC—117)
十九	四塩化炭素
二十	一・一・一・一トリクロロエタン
二十一	ジクロロフルオロメタン (別名HCFC—12)
二十二	クロロジフルオロメタン (別名HCFC—12)
二十三	クロロフルオロメタン (別名HCFC—13)
二十四	テトラクロロフルオロエタン (別名HCFC—12)
二十五	トリクロロジフルオロエタン (別名HCFC—12)

二十六	ジクロロトリフルオロエタン (別名H C F C—一二三)
二十七	クロロテトラフルオロエタン (別名H C F C—一二四)
二十八	トリクロロフルオロエタン (別名H C F C—一三二)
二十九	ジクロロジフルオロエタン (別名H C F C—一三三)
三十	クロロトリフルオロエタン (別名H C F C—一三三)
三十一	ジクロロフルオロエタン (別名H C F C—一四一)
三十二	クロロジフルオロエタン (別名H C F C—一四二)
三十三	クロロフルオロエタン (別名H C F C—一五一)
三十四	ヘキサクロロフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)
三十五	ペンタクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)
三十六	テトラクロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)
三十七	トリクロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)
三十八	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)
三十九	モノクロロヘキサフルオロプロパン (別名H C F C—一二二)

三十九	クロロヘキサフルオロプロパン (別名H C F C—二二六)
四十	ペンタクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二三一)
四十一	テトラクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二三二)
四十二	トリクロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二三三)
四十三	ジクロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—二三四)
四十四	クロロペンタフルオロプロパン (別名H C F C—二二三)
四十五	テトラクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二二四)
四十六	トリクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二二四)
四十七	ジクロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二二四)
四十八	クロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—二二四)
四十九	トリクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二五一)

五十	ジクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二五二)
五十一	クロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二五三)
五十二	ジクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二六一)
五十三	クロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二六二)
五十四	クロロフルオロプロパン (別名H C F C—二七一)
五十五	ジブロモフルオロメタン
五十六	ブロモジフルオロメタン (別名H B F C—二二B一)
五十七	ブロモフルオロメタン
五十八	テトラブロモフルオロエタン
五十九	トリブロモジフルオロエタン
六十	ジブロモトリフルオロエタン
六十一	ブロモテトラフルオロエタン
六十二	トリブロモフルオロエタン
六十三	ジブロモジフルオロエタン
六十四	ブロモトリフルオロエタン
六十五	ジブロモフルオロエタン
六十六	ブロモジフルオロエタン
六十七	ブロモフルオロエタン
六十八	ヘキサブロモフルオロプロパン

---

六十九	ペンタブロモジフルオロプロパン
七十	テトラブロモトリフルオロプロパン
七十一	トリブロモテトラフルオロプロパン
七十二	ジブロモペンタフルオロプロパン
七十三	ブロモヘキサフルオロプロパン
七十四	ペンタブロモフルオロプロパン
七十五	テトラブロモジフルオロプロパン
七十六	トリブロモトリフルオロプロパン
七十七	ジブロモテトラフルオロプロパン
七十八	ブロモペンタフルオロプロパン
七十九	テトラブロモフルオロプロパン
八十	トリブロモジフルオロプロパン
八十一	ジブロモトリフルオロプロパン
八十二	ブロモテトラフルオロプロパン
八十三	トリブロモフルオロプロパン
八十四	ジブロモジフルオロプロパン
八十五	ブロモトリフルオロプロパン
八十六	ジブロモフルオロプロパン
八十七	ブロモジフルオロプロパン
八十八	ブロモフルオロプロパン
八十九	ブロモクロロメタン

---

九十 臭化メチル

別表第一の四（第一条の七関係）

（略）

別表第一の五（第一条の八関係）

（略）

別表第一の六（第一条の八関係）

（略）

別表第一の七（第一条の八関係）

（略）

別表第一の八（第一条の十、第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げるA類物質等であつて船舶に	イ又はロに掲げる要件（別表第一第一号ニに掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、ロに掲げる要件に限る。）に適合する方法により
よりばら積みの液	件に限る。）に適合する方法により

別表第一の三（第一条の五関係）

（略）

別表第一の四（第一条の六関係）

（略）

別表第一の五（第一条の六関係）

（略）

別表第一の六（第一条の六関係）

（略）

別表第一の七（第一条の八、第一条の九関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げるA類物質等であつて船舶に	イ又はロに掲げる要件（別表第一第一号ニに掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、ロに掲げる要件に限る。）に適合する方法により
よりばら積みの液	件に限る。）に適合する方法により

体貨物として輸送  
されるもの

当該物質の輸送の用に供されていた  
貨物艙について事前処理を行うこと

イ 当該物質の取卸しが完了した後  
、洗浄水中に含まれる当該物質の  
濃度が(1)又は(2)に掲げる物質の区  
分に応じそれぞれ(1)又は(2)に掲げ  
る濃度以下になるまで貨物艙を十  
分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を  
当該貨物艙から除去すること。

(1) 国土交通省令・環境省令で定

める物質 一キログラム当たり

〇・一グラム(別表第一の五に

掲げるバルティック海海域(2)

及び次号において「バルティッ

ク海海域」という。)において

排出しようとする場合にあつて

は、一キログラム当たり〇・〇

五グラム)

(2) (1)に掲げる物質以外の物質

一キログラム当たり一グラム(

体貨物として輸送  
されるもの

当該物質の輸送の用に供されていた  
貨物艙について事前処理を行うこと

イ 当該物質の取卸しが完了した後  
、洗浄水中に含まれる当該物質の  
濃度が(1)又は(2)に掲げる物質の区  
分に応じそれぞれ(1)又は(2)に掲げ  
る濃度以下になるまで貨物艙を十  
分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を  
当該貨物艙から除去すること。

(1) 国土交通省令・環境省令で定

める物質 一キログラム当たり

〇・一グラム(別表第一の四に

掲げるバルティック海海域(2)

及び次号において「バルティッ

ク海海域」という。)において

排出しようとする場合にあつて

は、一キログラム当たり〇・〇

五グラム)

(2) (1)に掲げる物質以外の物質

一キログラム当たり一グラム(

二〇四		<p>バルティック海海域において排出しようとする場合にあっては、一キログラム当たり〇・五グラム)</p> <p>ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
-----	--	---

別表第一の九（第一条の十関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の八第一号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル	イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつ

二〇四		<p>バルティック海海域において排出しようとする場合にあっては、一キログラム当たり〇・五グラム)</p> <p>ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
-----	--	---

別表第一の八（第一条の八関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の七第一号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル	イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつ



<p>二 別表第一の八第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害</p>	<p>方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>ル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>ては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>ては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>
<p>二 別表第一の七第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害</p>	<p>方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>ル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>ては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>ハ 有害液体物質排出</p>	<p>ハ 有害液体物質排出</p>

<p>三 別表第一の八第三号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラスト</p>	<p>液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排</p>	<p>イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。</p>
<p>三 別表第一の七第三号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラスト</p>	<p>液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排</p>	<p>イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。</p>

として加えられた水との混合物である有害液体物質		出率で排出すること。
四 別表第一の八第四号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法による事前処理が行われた有害液体物質	すべての国の領海の基線からその外側十二海里に遠の海域（南極海域を除く。	当該船舶の航行中に排出すること。
五 (略)	(略)	(略)

備考 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

別表第二

表 (略)

備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げ

として加えられた水との混合物である有害液体物質		出率で排出すること。
四 別表第一の七第四号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法による事前処理が行われた有害液体物質	すべての国の領海の基線からその外側十二海里に遠の海域（南極海域を除く。	当該船舶の航行中に排出すること。
五 (略)	(略)	(略)

備考 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。

別表第二

表 (略)

備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げ

る南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸区域」とは次に掲げる海域をいう。

イ 港則法に基づく港の区域

ロ〜ニ (略)

別表第二の二 (第四条、第九条の三関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域(すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の五に掲げる	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること (以下「焼却式排出方法」という。 ロ 国土交通省令で定める技術上

る南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸区域」とは次に掲げる海域をいう。

イ 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域

ロ〜ニ (略)

別表第二の二 (第四条、第九条の五関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域(すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の四に掲げる	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること (以下「焼却式排出方法」という。 ロ 国土交通省令で定める技術上

南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度十分東経百四十三

の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。

南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度十分東経百四十三

の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。

---

---

度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下この表及び別表第三において同じ。 ) からその外側

---

---

---

度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下この表及び別表第三において同じ。 ) からその外側

---

一・二・三 (略)	十二海里の線を超え る海域にある船舶又 は海洋施設に係るも のに限る。)	排出方法は、限定 しない。
(略)	乙海域並びにバルテ イック海海域及び北 海海域のうちすべて の国の領海の基線か らその外側十二海里 以遠の海域	(略)

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「バルテイック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルテイック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 (略)
- 五 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 (略)

一・二・三 (略)	十二海里の線を超え る海域にある船舶又 は海洋施設に係るも のに限る。)	排出方法は、限定 しない。
(略)	乙海域並びにバルテ イック海海域及び北 海海域のうちすべて の国の領海の基線か らその外側十二海里 以遠の海域	(略)

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「バルテイック海海域」とは、別表第一の四に掲げるバルテイック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 (略)
- 五 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 (略)

別表第三 (第七条関係)

表 (略)

備考

一・二 (略)

三 この表において「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ (略)

四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ 第六号の環境大臣が指定する海域

五・六 (略)

別表第三 (第七条関係)

表 (略)

備考

一・二 (略)

三 この表において「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ (略)

四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ 第六号の環境大臣が指定する海域

五・六 (略)



別表第四 (第十三条関係)

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一〇六 (略)	(略)	(略)
七 第十二条第二号の環境大臣が指定する廃棄物	H海域のうち環境大臣が指定する海域	第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。
八 (略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 三〇五 (略)

別表第四 (第十三条関係)

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一〇六 (略)	(略)	(略)
七 第十二条の環境大臣が指定する廃棄物	H海域のうち環境大臣が指定する海域	第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。
八 (略)	(略)	(略)

備考

- 一 (略)
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。
- 三〇五 (略)